

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

(私学振興・青少年課)

ページ

号外(三) 平成二十六年七月十五日

規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の三条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)
第十条の二 条例第三十一条の二第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
 - 二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができるフィルタリングサービスの内容
 - 三 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第三十一条の三第一項に規定する正当な理由が必要であること。
- 2 条例第三十一条の二第三項の規則で定める事項は、インターネット接続役務(携帯電話インターネット接続役務を除く。)の提供を受けることにより、青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることとする。
- (フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる) ときは翌日

平成二十六年七月十五日

第十条の三 条例第三十一条の三第一項の規則で定める正当な理由は、次に掲げるとおりとする。

- 一 その監護に係る青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- 二 その監護に係る青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。
- 三 保護者がその監護に係る青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することのないようにすること。

2 条例第三十一条の三第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の氏名、住所及び連絡先

(公表の方法)

第十条の四 条例第三十一条の四第二項の規定による公表は、岐阜県公報への掲載、県が開設するインターネットのホームページへの掲載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 勧告の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

別記第十号様式裏面中「の政号」を削り、「報告をさせ、若しくは必要な資料の提出をさせ」を「報告若しくは資料の提出を求め」に、「第8号」を「第9号」に、「(9) 第30条第1項に規定する営業を営む者」を「(9) 第30条第1項に規定する営業を営む者」に、「(10) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者」を「(10) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年七月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社